

総社市水道企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第2号

総社市水道企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

総社市水道企業職員の給与の額及び支給方法等に関する規程（平成17年総社市水道事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年総社市条例第209号）の施行に伴い、同条例の施行に関し、別に定めがあるものを除き、関係規程について別段の定めがなされるまでの間、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）、総社市職員の退職手当に関する条例（平成17年総社市条例第45号）、総社市職員の育児休業等に関する条例（平成17年総社市条例第31号）、<u>総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年総社市条例第25号）</u>、総社市職員給与支給規則（平成17年総社市規則第29号）、技能労務職員の給与に関する規則（平成17年総社市規則第30号）、総社市職員の育児休業等に関する規則（平成17年総社市規則第25号）、管理職手当に関する規則（平成17年総社市規則第33号）、管理職員特別勤務手当に関する規則（平成17年総社市規則第34号）、期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年総社市規則第35号）、住居手当に関する規則（平成17年総社市規則第31号）、<u>通勤手当に関する規則（平成17年総社市規則第32号）</u>、<u>総社市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年総社市規則第20号）</u>、総社市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成18年総社市規則第49号）、災害派遣手当に関する規則（平成30年総社市規則第26号）、</p>	<p>総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年総社市条例第209号）の施行に伴い、同条例の施行に関し、別に定めがあるものを除き、関係規程について別段の定めがなされるまでの間、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）、<u>総社市職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例（平成21年総社市条例第22号）</u>、総社市職員の退職手当に関する条例（平成17年総社市条例第45号）、総社市職員の育児休業等に関する条例（平成17年総社市条例第31号）、総社市職員給与支給規則（平成17年総社市規則第29号）、技能労務職員の給与に関する規則（平成17年総社市規則第25号）、管理職手当に関する規則（平成17年総社市規則第33号）、管理職員特別勤務手当に関する規則（平成17年総社市規則第34号）、期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年総社市規則第35号）、住居手当に関する規則（平成17年総社市規則第31号）<u>及び通勤手当に関する規則（平成17年総社市規則第32号）</u>を準用する。</p>

改正後	改正前
<u>総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年総社市規則第3号）、総社市会計年度任用職員給与等支給規則（令和2年総社市規則第4号）及び総社市会計年度任用職員の初任給等の基準に関する規則（令和2年総社市規則第5号）</u> を準用する。	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。